

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和7年3月27日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙農業委員会総会議案一覧表のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1 番	田中 幸子		2 番	宮田 孝	
3 番	小川 豊		4 番	齋藤 ゆみ	
5 番	安田 勝明		6 番	斉木 一吉	
7 番	宮島 直也		8 番	宮地 勝則	
9 番	河村 修		10 番	田中 隆	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局 長	山崎 直人	事務局次長	宮田 隆志
統括主査	大川 佳紀	主任主査	北野 研吾
主事	中川 碧		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、宮地会長が議長席につき、10名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

9 番	河村 修	1 番	田中 幸子
-----	------	-----	-------

議長 それでは議案一覧表に基づき、第 9 号議案から第 12 号議案を上程します。

 それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 では説明させていただきます。

 議案書 1 ページをご覧ください。第 9 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請書許可決定についてです。

 議案書の 2 ページをご覧ください。番号 1 番。申請事由は自宅の隣接地で農業を行うためです。

【議案説明】

 譲受人は申請地の隣地に居住しております。譲渡人は営農が困難になっており、他に耕作できる人を探していたところ、申請地の隣地に居住している譲受人が耕作、管理することで話がまとまったため本申請となりました。

 本申請は、譲受人が犬山市で初めて農地の権利を取得するため、3 月 17 日に羽黒・池野地区担当の農業委員、推進委員と事務局で面談を行いました。譲受人は、以前から申請地を農地として耕作しており、申請地ではにんにくやじゃがいも等を育てること、耕運機や草刈り機を所有していること、また、草刈を定期的に行うことで周辺に迷惑をかけないようにするなど、申請地の耕作、管理が可能なことを確認しております。

 続いて番号 2 番。申請事由は自宅付近で農業を行うためです。

【議案説明】

 譲受人は申請地の近辺に居住しております。譲渡人は遠方に住んでおり営農が困難で耕作できる人を探していたところ、今後は申請地の近辺に居住している譲受人が耕作、管理すること

で話がまとまったため本申請となりました。

本申請は、譲受人が犬山市で初めて農地の権利を取得するため、3月13日に楽田地区担当の農業委員、推進委員と事務局で面談を行いました。譲受人は、以前から申請地を農地として耕作しており、申請地では玉ねぎやじゃがいも等を育てること、耕運機やトラクター等の農業機械を所有していること、また、草刈を定期的に行うことで周辺に迷惑をかけないようにするなど、申請地の耕作、管理が可能なことを確認しております。

議案書3ページをご覧ください。第10号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定についてです。

議案書4ページをご覧ください。番号1番。転用の目的は住宅の建築です。

【議案説明】

譲受人は犬山市に住んでおります。現在、子どもを含めて3人で生活しておりますが、子どもの成長に伴い現在の居住地が手狭なため申請地に住宅を建築するため本申請となりました。

本申請地は市街化調整区域ですが、都市計画法第34条第11号に基づいて市が条例により規制を緩和している区域にあたるため、一般住宅の建築が可能になっております。

地図資料の9ページを御覧ください。周囲にはコンクリートブロック等を設置し、土砂や雨水の流出を防ぎます。また、申請地の雨水は集水桝で集めて北側道路側溝へ排水します。汚水は浄化槽にて処理をし、雨水とともに北側道路側溝へ排水します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側10番、エー（ア）－a－（b）、駅、船舶発着所、インターチェンジ、県庁・市区町村役場及びこれらの類似施設の概ね300m以内の区域にある農地で第3種農地に該当します。許可基準は右側

の 3 6 番、エー（イ）、許可をすることができる、に該当します。

続いて番号 2 番。こちらは令和 6 年 1 1 月農業委員会総会で農振除外の案件として、皆さんに審議していただいた案件です。転用の目的は駐車場と資材置場です。

【議案説明】

譲受人は令和 3 年 6 月に設立され、今井地区で主に建設業と農業関係の事業を営む法人です。

事業の拡大によって、従業員並びに協力業者の車両等の駐車場や資材置場、作業スペース等が不足している状況で、業務に支障がある状況となっております。申請地は本社に非常に近く従来の駐車、作業スペースの隣地である土地で利便性があるため、本申請を行うこととなりました。

地図資料の 1 5 ページを御覧ください。申請地の周囲はコンクリートブロック等を接地し、土砂や雨水の流出を防ぎます。また、雨水は浸透性アスファルト舗装をし、自然浸透します。汚水排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は表面左側 2 番、イー（ア）－ a、概ね 1 0 ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第 1 種農地に該当します。許可基準は右側の 1 0 番、イー（イ）－ c －（e）、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

議案書 5 ページをご覧ください。番号 3 番。転用の目的は住宅の建築です。

【議案説明】

譲受人は犬山市に住んでおります。現在の居住地が手狭なため、申請地に住宅を建築するため本申請となりました。

本申請地は市街化調整区域ですが、都市計画法第34条第11号に基づいて市が条例により規制を緩和している区域にあたるため、一般住宅の建築が可能になっております。

地図資料の18ページを御覧ください。周囲にはコンクリートブロック等を設置し、土砂や雨水の流出を防ぎます。また、申請地の雨水は集水桝で集めて東側道路側溝へ排水します。汚水は浄化槽にて処理をし、雨水とともに東側道路側溝へ排水します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側12番、エー（ア）－b－（b）、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で第3種農地に該当します。許可基準は右側の36番、エー（イ）、許可をすることができる、に該当します。

続いて番号4番。転用の目的は駐車場と資材置場です。

【議案説明】

譲受人は平成8年に法人化され、主に土木工事業を営む法人です。現在、事業の拡大によって、従業員の車両等の駐車場や資材置場が不足しており、業務に支障がある状況となっております。申請地は事務所に隣接しており利便性があるため、本申請を行うこととなりました。また、申請地は令和5年4月から農地法に基づく手続きを行わずに駐車場と資材置場として利用していたため、本申請には始末書が添付されております。

地図資料の23ページを御覧ください。申請地の周囲はコンクリートブロック等を接地し、土砂や雨水の流出を防ぎます。また、雨水は砂利敷きとし、自然浸透します。汚水排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側12番、エ

ー（ア）－b－（b）、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で第3種農地に該当します。許可基準は右側の36番、エー（イ）、許可をすることができる、に該当します。

議案書6ページをご覧ください。番号5番。こちらは令和6年11月農業委員会総会で農振除外の案件として、皆さんに審議していただいた案件です。転用の目的は駐車場です。

【議案説明】

譲受人は平成9年に設立され、主に運送業を営む法人です。現在利用している本店近辺の駐車場を解約することとなり、早急に新しい駐車場を確保する必要がありました。駐車場として利用できる土地を探していたところ、既存の駐車場の隣接地でもある申請地の所有者と話がまとまったため、本申請を行うこととなりました。

地図資料の26ページを御覧ください。申請地の周囲は擁壁等を接地し、土砂や雨水の流出を防ぎます。また、雨水は浸透性舗装にて自然浸透します。污水排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側12番、エー（ア）－b－（b）、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で第3種農地に該当します。許可基準は右側の36番、エー（イ）、許可をすることができる、に該当します。

続いて番号6番。こちらは令和6年5月農業委員会総会で農振除外の案件として、皆さんに審議していただいた案件です。転用の目的は分家住宅です。

【議案説明】

借人は豊山町で妻と子ども二人で生活しております。子どもの成長に伴い、現在の住まいが手狭なため、また、実家附近で生活することで今後、両親の面倒を見られるようにするため、申請地で分家住宅を建てることとなりました。

地図資料の29ページを御覧ください。申請地の雨水は集水桝で集めて南側道路側溝へ排水します。汚水は南側の公共下水道へ放流します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側7番、オー（ア）－b、エー（ア）－b－（a）の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるもので、第2種農地に該当します。許可基準は右側の34番、オー（イ）－b、イー（イ）－c、d、g、hのいずれかに該当する場合に該当します。本申請は表面右側の10番、イー（イ）－c－（e）、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

議案書の7ページをご覧ください。第11号議案、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の証明願についてです。

議案書の8ページをご覧ください。番号1番。

本件は、令和7年3月13日に事務局と楽田地区担当の農業委員、推進委員で現地の確認を行いました。申請地は既に木や竹が生い茂っており山林となっております。周囲に農地はなく、耕作が困難で農業上の利用が見込めない土地です。また、機械等で農地として再生することは困難な状況のため、非農地であると見込まれます。

議案書の9ページをご覧ください。第12号議案、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

今月の案件は、158件です。整理番号1から25番が犬山

地区、２６番から８０番が城東地区、８１番から１１６番が羽黒、池野地区、１１７番から１５８番が楽田地区の案件となります。

議案の説明は以上です。

議長 ただいま事務局から第９号議案から第１２号議案までの説明がありました。これらについて質問とかご意見がある方、挙手をお願いいたします。

松山委員 第１２号議案についてですが、賃貸借契約で料金が発生する場合、一般的な話として、機構を通すということは、地主と借り手の間に行政が絡むと思うんですが、その料金の設定は、行政が仲介をするような形になるのでしょうか。

事務局 ご質問にお答えします。
 料金に関しては特に行政が関与はしておらず、貸し人と借里人同士で料金を決定しております。以上です。

松山委員 つまり、機構貸付で、新規で有料で貸したい場合、貸し人が金額を決定することでもいいのでしょうか。

事務局 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。
 松山委員のおっしゃる通り、基本的に所有者から機構に貸し付けるという制度となっており、所有者さんが金額の条件を提示していただいて、機構側に農地を貸し付けるというご理解は正しいんですけども、実際の貸し借りにおきましては、所有者さんと耕作者が貸し借りの条件を事前にお話していただいた上で農地中間管理事業を使っているというのが現状でございます。そのため、料金についても、所有者と耕作者で話し合い設定していただいた上で、貸付希望というのが出されております。ただ、おっしゃる通り、所有者が金額を提示し

て、所有者の都合で機構に貸し付けをしていただくことも可能
ではあります。以上です。

議長

ありがとうございました。

その他、ご質問ご意見いかがでしょうか。

それでは、他にご質問ご意見もないようですので、ここで地
区審議をお願いしたいと思います。

15分ぐらいということで、14時45分まで地区審議をお
願いします。

午前14時30分 地区審議

午前14時45分 開議

議長

それでは、総会を再開します。

第9号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定
について意見の決定を求めます。

1番について、池野地区お願いします。

宮島委員

7番の宮島です。

1番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長

2番について、楽田地区お願いします。

河村委員

9番の河村です。

2番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありました
ので、全委員さんにお諮りします。

第9号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定し
てよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

 続いて、第10号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。

 1番から3番について、城東地区お願いします。

安田委員 5番の安田です。

 1番から3番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 4番について、羽黒地区お願いします。

斉木委員 6番の斉木です。

 4番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 5番、6番について、楽田地区お願いします。

河村委員 9番の河村です。

 5番、6番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

 第10号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

 【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

 続いて第11号議案に入りますが、本議案には田中隆委員が申請者となっている案件がありますので、「農業委員会等に関する法律第31条第1項」により田中隆委員はしばらくの間ご退席をお願いします。

 【田中隆委員 退席】

議長 第 1 1 号議案、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨の証明願について意見の決定を求めます。

1 番について、楽田地区お願いします。

河村委員 9 番の河村です。

1 番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第 1 1 号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。田中隆委員委員は席へお戻りください。

【田中隆委員 着席】

議長 続いて第 1 2 号議案に入りますが、本議案には齋藤委員が役員を務める法人と、小川委員、安田委員、田中隆委員が申請者となっている案件がありますので、「農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項」により小川委員、齋藤委員、安田委員、田中隆委員はしばらくの間ご退席をお願いします。

【小川委員、齋藤委員、安田委員、田中隆委員 退席】

議長 第 1 2 号議案、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見の決定を求めます。

1 番から 2 5 番について、犬山地区お願いします。

宮田委員 2 番の宮田です。

1 番から 2 5 番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 2 6 番から 8 0 番について、城東地区の内容となりますが、
小川委員、齋藤委員、安田委員は一時退席のため、城東地区の
委員は不在となることから、本申請については、中立委員の田
中幸子委員より意見ををお願いします。

田中委員 中立委員の田中です。城東地区の委員からの異議は特にな
いとのことですので、番号 2 6 番から 8 0 番について可と認め
ます。

議長 8 1 番から 1 0 9 番について、羽黒地区をお願いします。

斉木委員 6 番の斉木です。

8 1 番から 1 0 9 番について、地区審議の結果、可と認め
ます。

議長 1 1 0 番から 1 1 6 番について、池野地区をお願いします。

宮島委員 7 番の宮島です。

1 1 0 番から 1 1 6 番について、地区審議の結果、可と認め
ます。

議長 1 1 7 番から 1 5 8 番について、楽田地区をお願いします。

河村委員 9 番の河村です。

1 1 7 番から 1 5 8 番について、地区審議の結果、可と認め
ます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありました

ので、全委員さんにお諮りします。

第１２号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。小川委員、齋藤委員、安田委員、田中隆委員は席へお戻りください。

【小川委員、齋藤委員、安田委員、田中隆委員着席】

議長 続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局 議案書の６３ページをご覧ください。報告第５号、農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出書受理についてです。今月の報告は２件です。

議案書の６５ページをご覧ください。報告第６号、農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書受理についてです。今月の報告は８件です。

報告は以上です。

議長 ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

議長 何もないようですので、報告は終了しました。

これで本日予定しました案件は全て終了しました。

これをもって本日の議事は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。